

(表面)

蓮田白岡衛生組合有料広告掲載申込書

年 月 日

蓮田白岡衛生組合
管理者 様

住所
申込者
名称
電話
担当者氏名

蓮田白岡衛生組合有料広告掲載に関する要綱第5条第1項の規定により、広告の原稿、
図面等を添えて下記のとおり申し込みます。

なお、申込みにあたっては、裏面記載の掲載条件を遵守します。

記

掲載場所	<input type="checkbox"/> 組合公式ホームページ <input type="checkbox"/> 環境センターだより <input type="checkbox"/> ごみ収集日程表
掲載期間 発行回数	<input type="checkbox"/> 組合公式ホームページ 年 月から 年 月まで <input type="checkbox"/> 環境センターだより 回 <input type="checkbox"/> ごみ収集日程表 回

(裏面)

掲載条件

- 1 組合公式ホームページ・環境センターだより及びごみ収集日程表に掲載できる有料広告は、次のいずれにも該当しないものとします。
 - (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるもの
 - (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) その他掲載することが適当でないと管理者が認めるもの
- 2 広告を掲載できる場所、規格等については、組合の定めた基準（別表）によるものとします。
- 3 掲載料については、蓮田白岡衛生組合有料広告掲載決定通知書に記載された額を指定された期限内に納入してください。
- 4 広告の掲載順位は、原則受付順となります。ただし、市内に事業所を有するものの広告は、市外に事業所を有するものの広告より優先します。
- 5 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。
- 6 広告の版下原稿又は広告物の作成経費は、広告主の負担とします。
- 7 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 指定する期日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。
 - (3) 指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかったとき。
 - (4) 広告掲載に係る手続等において広告主の虚偽が判明したとき。
 - (5) 組合の行政運営上支障があるとき。
- 8 7の規定による掲載の取消し又は事故、天災事変等の不可抗力その他組合の責めにやらない原因により広告主が受けた損害について、組合はその賠償の責めを負わないものとします。

別紙

蓮田白岡衛生組合有料広告掲載申込書添付資料

1 広告の種類（番号を○で囲んでください。）

(1) 組合公式ホームページ (2) 環境センターだより (3) ごみ収集日程表

2 掲載希望枠数

(1) 組合公式ホームページ _____ 枠

(2) 環境センターだより _____ 枠

(3) ごみ収集日程表 _____ 枠

3 広告の掲載料

_____ 枠 × 5,000円 = _____ 円 (組合公式ホームページ)

_____ 回 × _____ 枠 × 20,000円 = _____ 円 (環境センターだより)

_____ 回 × _____ 枠 × 30,000円 = _____ 円 (ごみ収集日程表)

※ 組合公式ホームページは、サーバー又は回線のメンテナンス、停電等の理由により、閲覧できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。